

提出された意見の内容と市の考え方について

【(仮称) 四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例(素案)について】

1 自治会について

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	自治会加入促進のために、「自治会加入のメリット」を具体的に明文化する。 市の共通メリットと、各自治会独自のメリットを行政の指導下で明示する。 (古参の住民でも、高い自治会費に対し自治会の存在価値に疑問を抱く人が多々いる。)	自治会加入のメリットについては、非常に細部にわたるものであるため、具体的に条例に明文化することは困難であると考えます。 自治会加入メリット等の細目については、市が行う広報、啓発等において明確にしていきます。
2	役員は古参(高齢者)だけで仕切らない。各年代から役員を選び活性化を図る。 (高齢者はバリアを作り、新参者を排除しがちの弊害あり。)	自治会は「地縁に基づき形成された自治組織」であるため、役員の選任方法や任期、自治会活動等についてはそれぞれの自治会が規約、総会等で定めることとなります。
3	徹底した役員の輪番制を導入する。役員任期は2年とし、再任は認めない。交代の規約を明確化する。 (人、特に高齢者は役割を与えると、水を得た魚のように頑張るもの。)	
4	自治会活動は最小限にする。	
5	役員と組長の覇気の高揚と地域住民の自治会への参加意欲を助長させる施策を実施する。	自治会において積極的かつ主体的な活動に努め、魅力ある自治会活動を推進していただくとともに、市としては、自治会の負担軽減や必要な財政的援助等に努めてまいります。
6	(自治会の歴史を文献から引用して記載したうえで、) このような厳しい時代を乗り越え、高度経済成長期から現在に至る世情はまた難しい問題を抱えており、少子化高齢化の社会	自治会の歴史や背景については、参考にさせていただきます。 地域社会における安心・安全ネットワークとして重要な役割を担っていただく自治会への加入を促し、自治会の求心力の強化

	情勢であるが、困難な時代にも支持された住民組織は時代がどのように変わっても、自治会組織にしかできない重要な役割を担って行くものと強い決意で活動してもらいたい。	を図ることにより、地域コミュニティの活性化を図ってまいります。
7	自治会加入促進については、自治会に魅力があるか否か、つまり、いかに魅力的な自治会活動を日常的に行っているかに掛かっている。 自治会活動においても、参加交流型地区ホームページ等の地域ネットコミュニティを形成・活用していくべきである。	魅力的な自治会活動が行われることは、自治会加入の促進と自治会活動推進において、重要な要素であると考えております。また、地域ネットコミュニティを形成・活用していくことについては、自治会活動のひとつのあり方として、参考にさせていただきます。

2 条例（素案）について

該当条項	No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
全体	8	条文中の「安心」の文言は、「安全・安心」に置き換える。	自治会については、高齢社会への対応、子どもの見守り等（＝安心）だけでなく、自然災害への防災（＝安全）においても重要な役割を担っていただくため、条文中の「安心」の文言は、「安全・安心」に変更します。
全体	9	平易な文言に置き換える。 Ex：「基本理念」（第3条）や「内部統制」（第5条第4項）など、理解しにくい。	「基本理念」や「内部統制」は複合語であって、特に難解な文言を使用しているものではないため、条文（素案）のままとします。
全体	10	任意団体であり、加入したから活性化する根拠は示されていない。事業所を入れる根拠の意味が分からないし、自治会が住民の生活権を持っていると考える思想はどうかと思う。住民の代表は議員でもある。反対に、こうした条文を作成する行政が主導権を持つ公務者になるべきだと思う。公務員は、住民が気軽に相談し、活動できる協働意識を高めるのが役割	自治会を地域の中心的な担い手として位置付けるものであって、自治会が住民の生活権を持っているとの思想に基づくものではありません。 地域コミュニティの推進は、地域住民、自治会その他の団体、議会、市等が協働して行うものであると考えます。

		であると思う。	
全体	11	<p>四日市市内には、自治会以外に多くの各種団体が構成され、地域コミュニティを支えています。それらの団体も「事業者の役割」と同様の役割を担うよう、「各種団体の役割」として加筆してはどうか。</p> <p>近年、まちづくり協議会が地域コミュニティのイニシアティブをとり、自治会はまちづくり協議会の一団体としての位置づけとなりつつあるとも伺っています。</p> <p>その辺りを考慮する必要があると思いますが、如何でしょうか。</p>	<p>本条例（素案）は、地域コミュニティの活性化を図ることについて、各種団体のうち、特に自治会の役割の重要性に鑑み、その役割等を規定しようとするものです。地域コミュニティにおける自治会以外の各種団体の役割を否定するものではありませんが、本条例（素案）に規定することについては馴染まないものと考えます。</p>
全体	12	<p>事業者の役割、住宅関連事業者の役割、市の責務が設けられ、その中で自治会加入の促進、自治会活動との協働化、活性化とならんことを期待している。</p>	<p>地域社会における安心・安全ネットワークとして重要な役割を担っていただく自治会への加入を促し、自治会の求心力の強化を図ることにより、地域コミュニティの活性化を図ることができるよう、地域住民、自治会、事業者、住宅関連事業者及び市が協働して施策を進めてまいります。</p>
条例名	13	<p>地域社会の活性化を目的とするのであれば、「推進」より「活性化」としたほうがよい。</p>	<p>本条例（素案）は、前文でお示ししているとおり、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として制定しようとするものです。当該目的を達成するためには、地域住民の自治会加入の促進と自治会活動の推進が必要であると考えており、条例（素案）のままとします。</p> <p>なお、第1条中、「自治会活動の活性化」を「自治会活動の推進」に変更します。</p>
前文	14	<p>誰がこの条例を制定するのかという観点から、前文</p>	<p>地方自治法第14条第1項の規定により、四日市市</p>

		の11行目を次の通り修正して欲しい。 「そこで、四日市市は・・・・・・を制定します。」	が条例を制定することは明らかであるため、条例(素案)のままとします。
第2条 第1号 (定義)	15	「地縁」の定義が分かるでしょうか。 例えば、「一定の区域内に住所を有する者に基づいて形成された自治組織をいう。」としてはどうか。	「地縁」の文言については、地方自治法においても使用されているものであること、また、他市の同様の条例においても「地縁」の文言が多く用いられていることから、条例(素案)のままとします。
第3条 第1号 (基本理念)	16	「自治会が中心的な役割」とあるが、絶対的になると困る。全員が同じ考えとはならないので、意見に従わせるのは困る。	地域における自治会の現状・役割を確認的に規定したものであって、自治会に絶対的な権限等を認めるものではありません。
第3条 第2号 (基本理念)	17	自主的かつ自発的な取組みを行うにあたり、相手があることや迷惑に感じる人もいるので、一方的な行動は配慮して欲しい。	地域社会生活における大前提として、周りの方の迷惑にならないようにするなど、一定の配慮が必要であると考えています。
第4条 (地域住民の役割)	18	地域住民の役割について、自治会加入は強制されないとはいえ、ごみの収集、災害援助等においては地元の自治会活動があつてのことであることを十分理解してもらうためにも、「努める」ではなく「心がける」といった、ある程度の責任をうたうべきである。	努力義務を課す場合において、本市の例規では「努める」の文言を用いており、本規定でも同様とします。
第5条 (自治会の役割)	19	条例(素案)の第5条第2項から第4項までが特に重要だと思う。 集合住宅居住のため、賃貸契約時に仲介業者を通じて自治会に強制的に加入した。毎月の自治会費は仲介業者経由で支払っているが、自治会名も自治会長の名前も知らない。市の広報などは配布していただいているが、自治会に関する活動などは何も知らされていない。回覧板も回ってこないため、自治会費がどのように使われているかもわからない。	地域住民の自治会への加入及び参加を促進し、自治会活動の活性化を図るためには、自治会が内部統制を適正に行い、規約、予算、決算その他の自治会運営に関する情報が公にされているなど、適正に規律された団体である必要があると考えています。 自治会の規約、予算、決算その他の自治会運営に関する情報は、少なくとも1年に1回、当該自治会の総会の際には自治会員に対して公開され、その監視・監督を受けることを想定しています。

		自治会の規約、予算、決算などは、少なくとも1年に1回は自治会に加入している全世帯に知らせて欲しい。又は市民が誰でも閲覧できるよう、市のホームページに掲載することを条例に盛り込んで欲しい。	なお、自治会の規約、予算、決算その他の自治会運営に関する情報は、当該自治会員により直接監視・監督されることが効果的であるため、市のホームページに掲載することは考えておりません。
第5条 第3項 (自治会の役割)	20	自治会への加入は「個人の自由意思に基づくもので、強制してはならない」とありますが、我々の自治会は「マンション入居者は全員、自治会に加入すること」になっています(自治会規約あり)。この全員参加は今後も継続する予定なので、「地域の総意により、地域全員の強制加入もあり得る」という規定も追記して欲しい。	自治会の法的性格について、最高裁判所は、「会員相互の親ぼくを図ること、快適な環境の維持管理及び共同の利害に対処すること、会員相互の福祉・助け合いを行うことを目的として設立されたものであり、いわゆる強制加入団体でもなく」と判示しています(最三小判平成17年4月26日判時1897号10頁)。 本規定は、このような判例の考え方を確認的に規定したものであるため、条例(素案)のままとします。
第5条 第3項 (自治会の役割)	21	自治会は任意団体であり、第5条の3、4のように条例で規制するものではない。	自治会加入をめぐっては、自治会加入を明確に拒否しているにもかかわらず、執拗に加入することを求めた事案について、不法行為に基づく慰謝料請求が認容された裁判例があります(福岡高判平成26年2月18日判時2221号42頁)。 本規定は、このような訴訟リスクを下げるために確認的に規定したものであるため、条例(素案)のままとします。
第5条 第4項 (自治会の役割)	22		市の施策として自治会加入を促進し、自治会活動を推進していこうとするうえで、その主体である自治会の内部統制及び運営が適正になされることが望ましいものと考えます。 本規定は、このことを確認的に規定したものである

			ため、条例（素案）のままとします。
第5条 第4項 （自治会の役割）	23	「定期的に公開」とあるが、自治会は地元の横のつながりが強いため、自分たちで誤魔化すのではないか。	自治会には、規約、予算、決算その他の自治会運営に関する情報を定期的に公開することと併せて、内部統制を適正に行うことも求めています。 自治会に対しては、内部での誤魔化しその他の不正な行為がないよう、適正な内部統制を求めています。
第6条 （事業者の役割）	24	自治会長を3年したが、現役世代の役員が仕事のため、役員会を欠席することが多く、大変困った。そこで以下の提案をしたい。 ・事業者は、自治会役員になった社員に対し、優先的に有休を与えなければならない。（有休の自治会休暇を創設するなど） ・市は自治会休暇を設ける事業者に対して、税的な優遇措置を講ずるものとする。	第6条第2項の規定は、自治会役員としての自治会活動参加に限らず、広く自治会員としての自治会活動参加において、有給休暇等の配慮を事業者に求めるものです。 また、自治会休暇を設ける事業者に対する税的な優遇その他の措置については、調査・研究を行ってまいります。
第7条 第2項 （住宅関連事業者の役割）	25	条例（素案）第7条第2項中、「提供するよう努めるものとする。」を「提供しなければならない。」に変更して欲しい。	本市では、平成26年に四日市市自治会連合会、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び四日市市の三者で「四日市市における自治会への加入促進に関する協定」を締結し、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会には、自治会への加入促進用チラシの配布等により、自治会への加入を促すよう努めていただいております。 本規定は、このような取組みを推進していくため、より広く住宅関連事業者にご協力いただくとするものです。 自治会に関する情報を提供するよう義務付けた場

			合、住宅関連事業者の営業活動に影響を及ぼすことも想定されることから、条例（素案）のままとします。
第 8 条 （市の責務等）	26	アパート入居者の自治会加入促進については、入退室が頻繁であり、家主の協力が不可欠である。住宅管理会社は自治会費の徴収に協力的であるが、家主が個人の場合は情報の提供、自治会費徴収に協力を得られない家主が存在し、ゴミ出し当番もせず、ゴミ出しルールに無頓着で、自治会としては苦慮しており、せめてゴミ出しルールの徹底について、アパート住人に対する市の指導の徹底又は対策を検討して欲しい。	アパートにおいては、入居者の入退室が頻繁であり、自治会への加入について課題があることは認識しております。アパート入居者の自治会加入促進については、住宅関連事業者と協力して進めていきます。なお、ゴミ出しルールに係る市の指導の徹底又は対策については、環境部生活環境課が所管しているため、課題の共有を図ります。
第 8 条 （市の責務等）	27	市の責務等について、今ひとつ積極性に欠ける気がする。地元任せにせず、市も誠意ある「責務」を示して欲しい。	地域住民の自治会への加入及び参加に関する市の施策については、引き続き地域のニーズの把握に努め、より良い行政サービスを提供することができるよう、調査・研究を進めてまいります。
第 8 条 （市の責務等）	28	市の責務は努力目標ではなく、責任を明確にすべきである。 例：市は、自治会の重要性を理解するとともに、その職務の遂行に当たっては、自治会と協働する。	また、市の施策のうち、自治会との連絡、調整、協力等が必要なものについては、積極的に協働を図ってまいります。
第 8 条 （市の責務等）	29	市は、地域住民の自治会への加入及び参加の促進に関する情報の提供として、私立幼稚園への情報提供のように、各自治会への転入者、転出者等の住民台帳の閲覧等をさせて欲しい。	各自治会への転入者等の住民基本台帳の閲覧等については、当該転入者等に対し、自治会への加入及び参加を案内することなどを目的としたものであると思われまます。 本市においては、住民基本台帳の一部の写しの閲覧による方法以外で目的を達成することができる場合には、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を認めてお

			りません。 自治会への加入及び参加を転入者等に周知・啓発することについては、住民異動届の受付窓口での案内等により行ってまいりたいと考えております。
第8条 (市の責務等)	30	自治会の郵送料の負担が多いので、自治会を含む地域団体のチラシ等は、市広報と一緒に各戸配布して欲しい。	市広報の各戸配布については、行政情報の伝達に係る実費相当額として、連絡員等に対し報償費を支給しており、自治会を含む地域団体のチラシ等の配布に係る費用は想定しておりません。 自治会を含む地域団体のチラシ等の配布に係る費用その他の財政的支援については、調査・研究を進めてまいります。
第8条 第3項 (市の責務等)	31	「財政的援助」について、自治会は毎月自治会費を集めていて、ある程度まとまったお金を有しているが、そのお金は増える一方でどうするのか。 自治会費の集金は必要な時に行い、その予算内で行事を行って欲しい。	第8条第3項に規定する財政的援助は、自治会が行う公益性のある活動に対して補助金を交付することなどを想定しています。 自治会費の集金については、自治会規約等の定めにより行われるものであり、当該条項が適用されるものではありません。